

鳥羽市議会運営委員会会議録

令和元年8月30日

○出席委員（6名）

委員 長 坂 倉 広 子

委 員 濱 口 正 久

委 員 浜 口 一 利

議 長 木 下 順 一

副委員長 河 村 孝

委 員 戸 上 健

委 員 世 古 安 秀

副 議 長 山 本 哲 也

○欠席委員（なし）

○出席説明者

・中村総務課長

○職務のために出席した事務局職員

事務局 長 清 水 敏 也

書 記 中 山 真 緒

次 長
兼 議 事 総 務
係 長 木 田 崇

(午前10時00分 再開)

○坂倉広子委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから議会運営委員会を再開いたします。

これより議事に入ります。

早速ですが、令和元年9月4日の会議に提出されます議案の概要について、総務課長の説明を求めます。
総務課長。

○中村総務課長 おはようございます。

総務課長の中村です。よろしくお願いします。

それでは、令和元年9月4日会議に提出いたします議案について説明させていただきます。

本日お配りしました提出議案一覧表をごらんください。

今回の議案は、議案第26号から第28号までが令和元年度補正予算議案3件、議案第29号から議案第42号までが条例議案14件、議案第43号から議案第45号がその他の議案3件の計20件、それから認定が2件、報告6件の合計28件を上程いたします。

議案一覧表の中でアンダーラインが引いてある議案につきましては、条例の施行日や工事、事業の工程等の理由により9月4日当日に採決をお願いするものとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

次のページをお願いします。

また、追加議案としまして、教育長の任命、教育委員会委員の任命、公平委員会委員の選任の人事案件を3件予定しております。

それではまず、議案第26号、令和元年度鳥羽市一般会計補正予算（第6号）について、令和元年度一般会計補正予算（第6号）概要のほうをごらんください。こちらの概要、（第6号）と書いてあります。

この一番初めに補正予算の規模とありますけれども、令和元年度一般会計補正予算（第6号）は、保育所運営給与等管理費で117万円、観光基本計画推進事業で300万円、幼稚園給与等管理費で115万3,000円のほか、文化財保護事業で440万円などを計上し、補正後の一般会計予算額は115億973万1,000円となります。

事業の内容につきましては、4ページから6ページに記載しておりますので、それぞれご確認をお願いします。

なお、各事業とも条例の施行日に関連するもの、事業の工程等の理由によるものなど、予算執行期日が早急に必要ことから、第6号につきましては9月4日の上程日に即日表決をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第27号、令和元年度鳥羽市一般会計補正予算（第7号）について、補正予算（第7号）概要のほうをごらんください。

補正予算の規模ですが、令和元年度一般会計補正予算（第7号）は、基金積立金で1億2,975万3,000円、防災対策事業で96万2,000円、移住定住促進事業で100万円、保育所運営給与等管理費で85万1,000円、河内ダム関連道路整備事業で2,126万2,000円等を計上し、補正後の一般会計

予算額は116億6,910万円となります。

特別会計におきましては、国民健康保険事業で2,835万円を計上し、補正後の特別会計予算額は69億8,774万円となります。

事業の内容につきましては、4ページから11ページに記載しておりますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、先ほどの議案一覧表の3ページ目以降に令和元年9月4日会議提出議案概要がありますので、そちらのほうをごらんください。

これに沿って議案の説明をさせていただきます。

上から5行目あたりですけれども、議案第29号、鳥羽市印鑑条例の一部改正について、市民課ですが、住民基本台帳法施行令の一部改正等に伴い、印鑑登録原票の登録事項等について所要の改正を行うものです。

内容は、印鑑登録において旧氏の印鑑を可とする。登録事項から男女の別を削除するものです。

次に、議案第30号から第33号と議案第41号につきましては、第41号のタイトルの下にありますように、青年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

それぞれ改正点を説明させていただきます。

議案第30号、職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正につきましては、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する「欠格条項」が地方公務員法から削除されたことに伴い、職員の失職の特例の規定に関し、引用している地方公務員法の条項のずれに係る改正を行うものです。

議案第31号、鳥羽市職員給与条例の一部改正につきましては、期末手当及び勤勉手当の支給対象から「成年被後見人に該当したことにより失職した者」を削るほか、形式的な用語等の見直しを行うものです。

議案第32号、鳥羽市職員等の旅費に関する条例の一部改正について、これにつきましては、旅費の不支給の規定に関し、引用している地方公務員法の条項のずれに係る改正を行うほか、形式的な用語等の見直しを行うものです。

議案第33号、鳥羽市職員の退職手当に関する条例の一部改正につきましては、退職手当の支給制限の規定に関し、引用している地方公務員法の条項のずれに係る改正を行うものです。

次のページをお願いします。

議案第41号、鳥羽市消防団条例の一部改正につきましては、消防団員となることができない者から「成年被後見人又は被補佐人」を削除するものです。

施行日は全て令和元年12月14日です。

次に、議案第34号、鳥羽市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について、税務課ですが、県下における軽自動車税環境性能割の賦課徴収の統一化のため、非課税の範囲について所要の改正を行うとともに、あわせて種別割の非課税に関する規定を整備するものです。

内容は、日本赤十字社が軽自動車を取得する際に課す軽自動車税環境性能割、所有者に対して課す軽自動車税種別割について、それぞれ非課税の範囲を規定するものです。

続きまして、議案第35号、鳥羽市手数料徴収条例の一部改正について、消防本部ですが、地方公共団体の

手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

内容は、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付屋外タンク貯蔵所の設置に係る許可申請手数料額を一部引き上げるものです。

施行日は、令和元年10月1日です。

次に、議案第36号から議案第40号につきましては、子ども・子育て支援法等の一部改正による幼児教育・保育の無償化の施行に伴い、それぞれ所要の改正を行うものです。

それぞれの改正点を説明いたします。

まず、議案第36号、鳥羽市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正についてですが、子供のための教育・保育給付に関する用語の見直しを行うものです。

議案第37号、鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてですが、市長が認めた場合における連携施設の確保義務の緩和及び免除について規定します。また、食事の提供に要する費用の取り扱いを変更します。

変更点は、次のページですが、主食費・副食費ともに保護者から徴収可能な費目とする。ただし、以下の者に係る副食費は徴収を免除するほか、保育所等のゼロ歳から2歳までの子どもについては現行の取り扱いを継続する。免除する者は、①年収360万円未満相当世帯の子供。②所得階層にかかわらず、第3子以降の子供。

その他としまして、用語等の見直しを行います。

次に、議案第38号、鳥羽市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正については、新たに徴収することとなる給食費について規定します。また、同時在籍2番目以降児童の給食費無料について規定します。

その他、用語等の見直しを行います。

次に、議案第39号、鳥羽市幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、在籍園児全員の保育料が無料となることから、多子軽減及び保育料の徴収方法に関する規程を削除します。

次に、議案第40号、鳥羽市立かもめ幼稚園預かり保育条例の一部改正について、保護者の労働または疾病、その他の内閣府令で定める事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難である者の預かり保育料を無料とするものです。

続きまして、議案第42号、鳥羽市給水条例の一部改正について、水道課ですが、水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定の更新に関する規定を整備するものです。

次に、議案第43号、工事請負契約の締結について（鳥羽市消防庁舎建設工事）、消防本部です。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

内容は、契約の目的としまして鳥羽市消防庁舎建設工事、契約の方法は指名競争入札、契約の金額は6億2,646万1,000円、契約の相手方は三重県四日市市安島1丁目6番14号、TSUCHIYA・宮崎特定建設工事共同企業体となります。

次のページをお願いします。

議案第44号、指定管理者の指定について（鳥羽市立海の博物館）、教育委員会生涯学習課です。

令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間、以下のとおり指定管理者を指定したく、鳥羽市公の施

設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

指定管理者は、鳥羽市浦村町字大吉1731番地68、公益財団法人東海水産科学協会となります。

議案第45号、平成30年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、水道課です。

平成30年度に生じた利益の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

内容は、平成30年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金3億7,141万3,268円のうち4,809万8,681円を減債積立金に積み立て、2億円を建設改良積立金に積み立て、1億2,331万4,587円を自己資本金に組み入れるものです。

続きまして、認定第1号、平成30年度鳥羽市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、平成30年度における本市の一般会計及び特別会計の決算について監査委員の審査に付したので、その意見をつけて議会の承認を求めるものです。

一般会計・特別会計の合計欄ですけれども、歳入は187億3,557万2,000円、歳出は181億740万円、翌年度繰越財源は8,677万3,000円、実質収支は5億4,139万9,000円となっております。

次のページをお願いします。

認定第2号、平成30年度鳥羽市水道事業会計決算認定について、水道課ですが、平成30年度水道事業会計の収益的収支は、収入決算額12億9,241万円、支出決算額9億8,675万5,000円となり、消費税を除いた収支差し引きで2億4,809万9,000円の純利益となりました。

資本的収支につきましては、収入決算額が3億3,028万4,000円、支出決算額が9億54万2,000円となり、収支差し引き5億7,025万8,000円の不足となりました。

また、補填財源として当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額は5,734万5,000円、過年度分損益勘定留保資金は5億1,291万3,000円でございます。

次に、報告第2号、平成30年度鳥羽市健全化判断比率の報告について、実質赤字比率、それから連結実質赤字比率につきましては、黒字のためございません。実質公債費比率は9.1%、将来負担比率は66.3%でございます。

次に、報告第3号、平成30年度鳥羽市定期航路事業特別会計、それから第4号、平成30年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計、そして報告第5号、鳥羽市水道事業会計の資金不足比率の報告につきましては、資金不足額が生じないため、ございません。

次のページをお願いします。

報告第6号、一般財団法人鳥羽市開発公社及び公益財団法人鳥羽市武道振興会の経営状況の報告につきまして、地方自治法の規定に基づき定められた法人について経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出するものでございます。

各予算書、決算書を配付しておりますので、よろしくお願いいたします。

報告第7号、専決処分した事件の報告について、令和元年度鳥羽市一般会計補正予算（第5号）の農水商工課ですが、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、8月1日付で令和元年度鳥羽市一般会計補正予算

(第5号)を専決しましたので、報告するものです。

内容は、浦村町宇南川内地区農道災害復旧工事で231万5,000円でございます。

以上で、令和元年9月4日会議の提出議案についての説明を終わらせていただきます。

○坂倉広子委員長 総務課長の説明は終わりました。

次に、会議日程及び議案の取り扱いについて事務局長に説明をさせます。

事務局長。

○清水事務局長 おはようございます。

それでは、9月会議の日程等についてご説明いたします。

9月会議に上程される議案につきましては、先ほど総務課長から説明のありましたとおり、一般会計補正予算議案と特別会計補正予算3件と条例議案14件、その他議案3件、認定2件及び報告案件6件の28件と請願4件でございます。

一般質問につきましては、8名の議員から18件の通告がございました。

次に、その議案の取り扱い並びに会議日程についてであります。お手元の会議日程案をごらんください。

会議日程及び議案の取り扱いについては、9月4日に会議を再開いたします。

議事に先立ちまして諸報告、会議録署名議員の指名後、議案第26号から第43号までの9件を一括議題とし、提案者の趣旨説明を行います。

その9議案につきましては、総務課長から発言がありましたように、即日表決をお願いしたいと思いますのでよろしく願いいたします。

趣旨説明の後、議案精読のため暫時休憩します。休憩後、議案に対する質疑、総務民生常任委員会、文教産業常任委員会、予算決算常任委員会に付託し、委員会審査終了後、常任委員長報告、委員長報告に対する質疑等の表決となります。

その後、議案第27号から議案第45号の11件を一括議題とし、提案者趣旨説明、続いて、認定第1号から認定第2号までの2件を一括議題とし、趣旨説明、報告第2号から第7号までの6件を一括議題とし、提案者からの報告。

続いて、請願第1号から請願第4号までの4件を一括議題とし、紹介議員からの説明をしていただき、9月4日の初日を終える予定でございます。

一般質問は通告者が8名でございますので、9月10日、11日の2日で、それぞれ4名ずつで終了する予定です。

続いて、9月13日に議案、決算認定に対する質疑を行い、所管の常任委員会へ付託いたします。各常任委員会の日程につきましては、9月17日に総務民生常任委員会を、9月18日に文教産業常任委員会を開催します。予算決算常任委員会につきましては、決算認定の審査を9月19日、20日、24日、25日の4日間とし、補正予算議案の審査を26日の一日で行う計2日間となります。

10月2日の会議におきましては、各常任委員会における委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、表決等を行います。

以上でございます。よろしくご審査のほどお願いいたします。

○坂倉広子委員長 事務局長の説明は終わりました。

会議日程及び議案の取り扱いについてご質問、ご意見はございませんか。

はい、戸上委員。

○戸上 健委員 2点お聞きします。

議案第26号を先ほどの説明で即決ということでしたけれども、その理由は何でしょうか。

○坂倉広子委員長 はい、総務課長。

○中村総務課長 関連する条例の施行日に関するもの、それから事業の工程等の理由によるものとして即決をお願いするものとなっております。

○坂倉広子委員長 はい、戸上委員。

○戸上 健委員 即決ということは、当日市長からの議案提案説明があつて、そしてその日に採決までいくということです。

ですから、議会として十分な審議は可能なのかどうかということが問われます。幼児教育と保育所の無償化の問題です、この43号を除くその他はね。これは非常に重要な案件で十分な議論が必要だし、事前の十分な勉強も議員にとって必要でした。6月議会で既にやっている地方自治体も議会もあるわけで、何で鳥羽市は、こういう重要なものを即決で提案してきたのかということについては、今後こういうことがないように注文しておきます。

二つ目ですけれども、議案第27号の一般会計補正予算（第7号）です。

ここに債務負担行為、中央共同調理場の民間委託に関する1億3,620万円ですけれども、この債務負担行為にかかわる予算執行はこの第7号の予算書の中にありません。何でしょうか。

○坂倉広子委員長 中央調理場の件ですね。

○戸上 健委員 債務負担行為だけ跳びはねて議案になったと、予算計上になったという理由は何かということ聞いておるんです。

○坂倉広子委員長 はい、総務課長。

○中村総務課長 詳細はちょっと担当のほうに確認をさせていただくんですけれども、新年度の当初から事業を開始するに当たって、令和元年度からの債務負担として上げさせていただいているものと考えております。

○坂倉広子委員長 はい、戸上委員。

○戸上 健委員 それであれば、9月のこの予算書の中にこういう執行するというのがあれば債務負担行為、それは令和元年度から必要だなというふうに見られるんですけれども、ありません。

ということは、債務負担行為だけ議会に承認求めて、そして具体的な予算執行は12月議会以降になるということなんです。この債務負担行為を上げたために、僕もほかの議員もこの中央共同調理場の民間委託に対して一般質問を準備していましたが、これ、議案に抵触するということで取り下げということになりました。しかも、これは質疑でやるけれども、議会に説明があつたのは7月の段階です、初めて。そして、市長を含めた政策会議で確認されたのも7月です。

ところが、この9月議会に、中2カ月しかない9月議会に議会の承認を求めるような債務負担行為、これを議会が認めれば、民間委託にゴーサインを議会が出すということになるんです。余りにも僕はこれ拙速じゃな

いかというふうに思います、出し方がね。これも質疑でやるけれども、議運としては注意しておかないかんと
いうふうに思います。

以上です。

二つともね、委員長。

○坂倉広子委員長 はい、戸上委員。

○戸上 健委員 執行部の出し方について、議案の出し方について、一体議会を何と心得ておるんだと、僕、こ
れはごうわきましたわ。以前の議会であれば議会軽視だということで、こんなもの突き返すような中身ですよ。
苦言だけ呈しときます。

○坂倉広子委員長 はい。

ほかにございませんか、日程及び議案の取り扱いについて。

それでは、ないようですのでお諮りいたします。

(「決算の時間」の声あり)

(「時間か」の声あり)

(「決算は9時からです」の声あり)

○坂倉広子委員長 マイク……。

(「どうもすみません」の声あり)

○坂倉広子委員長 はい、事務局長。

○清水事務局長 決算認定の日は9時から開始となっております。

(「何か発言するものあり」の声あり)

○坂倉広子委員長 決算の時間なんですけれども、何か意見ございますか。9時ということでよろしいですか。

(「大丈夫です」の声あり)

○坂倉広子委員長 大丈夫ですか。

(「はい」の声あり)

○坂倉広子委員長 それでは、ないようですのでお諮りいたします。

議案の取り扱いについては、事務局長の説明のとおり取り扱うに賛成の委員は起立を願います。

(起立多数)

○坂倉広子委員長 起立多数であります。

よって、議案の取り扱いについては、そのように決定をいたしました。

続きまして、追加議案の上程等について事務局長より説明をいたさせます。

事務局長。

○清水事務局長 追加議案の上程等、その取り扱いについてご説明いたします。

9月13日の質疑終了後、議案第46号から第48号の3議案を一括議題とし、提案者の趣旨説明、質疑を
行い、即日表決を行います。

申し合わせによりまして、人事案件につきましては委員会付託を省略し、質疑を行うが、討論は行わないと
ありますので、このように取り扱いをさせていただきます。

そして、10月2日の最終日に議員発議としまして、新たな対策法の制定に関する意見書の1件を追加上程し、即日表決いたしまして散会する日程とさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○坂倉広子委員長 事務局長の説明は終わりました。

このことについて、ご質問はございませんか。

ないようですので、お諮り……。

はい、事務局長。

○清水事務局長 先ほど私の説明の中で10月13日の質疑終了後と申し上げましたが、訂正させていただきます。

9月13日の質疑終了後ということをお願いいたします。すみませんでした。

○坂倉広子委員長 それではないようですので、お諮りいたします。

追加議案等の取り扱いについては、事務局長の説明のとおり取り扱うに賛成の委員は起立を願います。

(起立全員)

○坂倉広子委員長 起立全員であります。

よって、追加議案の取り扱いについてはそのように決定いたします。

それではここで、総務課長、退席を願います。ご苦労さまでした。

続きまして、協議事項2、TOBAミライトークの事後処理について、広報広聴委員会副委員長に説明を求めます。

濱口広報広聴副委員長。

○濱口正久広報広聴副委員長 それでは、私から7月16日に行われましたTOBAミライトークの事後処理について説明させていただきます。

皆様のお手元に報告書がございますので、ごらんください。

主な意見を箇条書きにしてありますので、そのところを読みます。

話し合ったテーマについて、共有した課題について報告申し上げます。

一つ目、鳥羽市は4月、5月、6月の宿泊客が少ない。

このことについて、4、5、6月の宿泊客への売りが少ないという意見が出されました。と同時に、時期的にワカメ、メカブ、ヒジキ等の海藻類が多いという意見も議員から出されました。海藻類だけでは誘客のメインになりにくい。そして、4月、5月、6月をインバウンドで補えると助かるという意見が出されました。

二つ目、鳥羽の戦略についてですけれども、トロさわらは宿泊客に評判がよかったので、4月、5月、6月の魚介類の売りが欲しい。

この時期の一本釣りのおいしい魚をPRしたらどうかというような意見も議員から出されました。もっと漁業と観光を大切にしてほしい。地元に貢献する意味でも、本物志向で朝食に答志島産のノリを使うように決めたというようなことも言われました。

三つ目、鳥羽市の魚介類のおいしい旬のカレンダーとかを共有したい。

それに対して、今ある旬の魚介カレンダーを見直すという意見も議員から出されました。

四つ目、伊勢エビをカニのように旬の期間を決めて販売できないか。

やるなら、飲食店等も巻き込んで、本物志向でやるか検討していく必要がある。本物志向で売るならルールづくりも必要なのではないかというような意見も出されました。

裏へお願いします。

五つ目、行政には誘客へのアプローチをお願いしたい。宿はおもてなしをする。

インバウンドを強化するならば、トラベルマートへの出展を強化すべきという意見も出されました。トラベルマートへの出展費用に補助金をつけてもらえないかということでした。

六つ目、インバウンドはどのくらい必要と考えていますかという意見に対して、現在5%ぐらいのところを約10%ぐらい来てもらえればいい。アジアの観光客が多いが、神宮や海女に関心が薄い。鳥羽には日本人のお客さんにたくさん来てほしい。本気でインバウンドで誘客するなら、まちづくりまでしないといけないのではないかという議員の意見も出されました。インバウンドで誘客するなら、鳥羽にある海女と真珠ではないかという意見も議員から出されました。海女文化や真珠に興味のある観光客が多いヨーロッパへの誘客を後押ししたいという議員の意見もございました。

大きな二つ目、行政や議会がやるべきことか、市民や団体では解決できないのかということに関しては、伊勢エビをカニのように旬の期間を決めて販売できないか、飲食店を巻き込んだ鳥羽市全体で本物志向で売るかどうか、取り組むなら業界内の対話が必要ということでした。

これ、どこまで読めばいいですか、下まで全部読んでいったほうがよろしいでしょうか。

○坂倉広子委員長 ですよ、はい。お願いします。

○濱口正久広報広聴副委員長 三つ目、その課題はすぐ解決できるのか、時間がかかるのかということは、これはちょっと当てはまらなかったです。

4番目、市民や団体からの意見に対し、参加した議員はどのような発言をしたのかということに関しては、先ほど議員の意見については申し上げました。

その他特記事項があればということなんですけれども、その他については、漁協と観光業者等との対話の場を設けてほしい。これは議員発言に対しておかみさんたちも賛同していただきました。

二つ目、バスの補助金（鳥取方式の導入）を検討してはどうか。

三つ目、予算10%シーリングについて、もっとめり張りをつけてほしい。

四つ目、草の生えない道路補修工事をしてほしい。

五つ目、市民病院はあったほうがよい。

六つ目、東京オリンピックや大阪万博への鳥羽市の取り組みが知りたい。

七つ目、伊勢志摩の名称に鳥羽が入っていないというような意見が出されました。

以上、ご報告申し上げます。

○坂倉広子委員長 はい、ありがとうございます。

ここ言っていたかなかったです、いいですか、ここは別に。はい。

広報広聴委員会副委員長の説明は終わりました。

このことについて、副議長、河村副委員長、浜口一利委員は広報広聴委員会の委員となっておりますが、補

足意見等は特にございませんか。

(「ありません」の声あり)

○坂倉広子委員長 ないようですので、それでは、ただいま報告いただきました内容につきまして取り扱いを協議したいと思います。

ご質問やご意見はございませんか。

○坂倉広子委員長 河村副委員長、何か意見ございませんか。

はい、副委員長。

○河村 孝副委員長 せんだっての広報広聴委員会の中でも話させてもらったと思うんですけども、この情報を、こういう意見があったということを情報共有するのがまず第一ではないのかなと思いますんで、全議員にこの情報が伝わること。各課に閲覧できる形にするのかどうするのか、とにかく情報共有がしやすいような形にするということを第一に考えたらいかがかなと思います。

委員会の取り扱いについては、私はもうそこまでの温度ではなかったのではないのかなと思うんで、今後その課題を頭に置きながら、それぞれの委員が活動してもらったらいいいのではないのかなというふうに思うんですけども。

○坂倉広子委員長 それでは、先ほど副委員長からまとめていただいたようです。

TOBAミライトークの事後処理については、これから情報共有という課題のもとでやっていくというご意見でございましたが、そのことでよろしいでしょうか。

(「結構だと思いますけれども」の声あり)

○坂倉広子委員長 はい。それでは……。

(「何事か発言するものあり」の声あり)

○坂倉広子委員長 それでは、ご異議なしと認めます。

よってミライトークの事後処理については、今後とも共有するという議員の課題にしていくというご意見でございましたので、このように決定をさせていただきます。

ご協議いただくことは以上です。これもちまして議会運営委員会を散会いたします。

(午前10時41分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和元年8月30日

議会運営委員長 坂 倉 広 子